

## 手配旅行取引条件説明書面

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

千葉県知事登録旅行業第3-821号  
旅美人 non 東京予約センター（ANTA保証社員）  
〒270-1138 千葉県我孫子市下ヶ戸 660-1  
営業時間 9:00～17:00 / 土・日曜・祝日、年末年始休業  
国内旅行業務取扱管理者 森 和男

### 1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、旅美人 non(以下「弊社」といいます。)が、お客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

1. この旅行は、弊社が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
2. 弊社はお客様の依頼によりお客様のために媒介をすることにより、宿泊施設が提供する宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
3. 弊社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合等の事由により、宿泊施設との間で宿泊サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。

### 2. 旅行の申込み方法および条件

1. 電子メール、電話、FAXでのお申込みとなります。お申込みにあたっては、予約に必要な情報「宿泊希望日、希望宿泊施設名及びプラン名、宿泊日数、宿泊人数(大人・子供及び男女の別)等」をご入力、ご記入のうえお申込みください。
2. 団体・グループ旅行の代表者である契約責任者が申込み場合、弊社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
3. お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意が必要です。
4. その他弊社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

### 3. 予約確認書のお渡し

1. 弊社は予約完了後速やかに、当該予約内容を記載した「予約確認書」をお客様のメールアドレスにお送りするか若しくはご郵送いたします。なお、団体・グループ旅行の場合は、契約責任者(予約代表者)のみにお送りします。

### 4. 契約の成立時期

1. 手配旅行契約は、弊社が契約の承諾(予約番号告げた時)をし、申込金を受理した時に成立します。なお、当社は申込金を受けることなく、契約の承諾のみで手配旅行契約を成立させることがあります。
2. 前項の場合において、契約の締結をする旨の書面をお渡しした場合、電子メールの場合はお客様の契約するプロバイダーに到達した時点で契約が成立します。

### 5. 旅行代金の支払い

1. 旅行代金(宿泊代金)等は、当該宿泊施設のチェックイン時またはチェックアウト時に直接現地にてお支払いいただきます。
2. 旅行代金(宿泊代金)には以下の費用が含まれていない場合があります。その場合には直接宿泊施設へお支払いください。
  - イ. 宿泊税、消費税など各諸税
  - ロ. サービス料(奉仕料)
  - ハ. その他別注文した飲食代等の個人的な費用

### 6. 旅行契約内容の変更・解除

1. お客様は、第7条第1項に定める料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、電子メール、電話、FAXにてお受けいたします。
2. お客様のご都合により、解除または変更される場合は、宿泊施設ごとに定めた取消料、変更料を宿泊施設にお支払いいただきます。
3. 天災・地変等の事由により、お客さまの宿泊が不可能と判断した場合には、弊社より解除手続きをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
4. 弊社は、旅行開始前に、宿泊施設の料金の改定、その他事由により旅行代金の変動があった場合は旅行代金を変更することがあります。

### 7. キャンセル料について

1. この旅行のキャンセル(取消料)料は各宿泊施設が定める宿泊約款によります。

## 8. 旅行業務取扱料金

1. 弊社は、手配旅行に係る取扱料金(取消手続料金を含む)はいただきません。

## 9. 弊社の責任

1. 弊社は手配旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
2. お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊施設のサービス提供の中止、食中毒、盗難、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、原則として責任は負いかねます。

## 10. お客様の責任

1. お客様の故意又は過失により弊社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
2. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに宿泊施設又は当社にその旨を申し出なければなりません。

## 11. 旅行先についての安全情報、衛生情報について

1. お客様ご自身の責任で、出発までにご確認ください。

## 12. 特別補償規定の不適用

1. 当旅行契約については旅行業約款「特別補償規程」の適用はありません。

## 14. 個人情報の利用目的及び第三者提供について

1. 弊社は、旅行申込みの際に弊社が取得した個人情報をお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において宿泊施設等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領のための手続きに必要な範囲内で、それら宿泊施設等に対し、お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただいたものとします。

## 15. 手配旅行契約約款について

1. この取引条件説明書面に定めのない事項は弊社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

#### 16. その他

・旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。